

広監第79号
令和7年8月5日

広島市長 松井一實様

広島市監査委員 古川智之
同 井戸陽子
同 川村真治
同 平岡優一

令和6年度広島市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和6年度広島市内部統制評価報告書について、広島市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見を提出する。

1 審査の対象

令和6年度広島市内部統制評価報告書

2 審査の期間

令和7年7月9日から同月31日まで

3 審査の着眼点

市長が作成した令和6年度広島市内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行い審査した。

4 審査の実施内容

令和6年度広島市内部統制評価報告書について、市長から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（総務省）」の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果

令和6年度広島市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

6 備考

特段記載すべき事項はない。